

JIS

高齢者・障害者配慮設計指針—
消費生活用製品の報知音—
妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した
音圧レベル

JIS S 0014 : 2013
(ISO 24501 : 2010)

平成 25 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	諏訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
(委員)	青木 和夫	日本大学
	飯島 浩	横浜市総合リハビリテーションセンター
	井上 剛伸	日本生活支援工学会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	勝又 和夫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	倉片 憲治	独立行政法人産業技術総合研究所
	酒井 光彦	公益社団法人日本包装技術協会
	佐川 賢	日本女子大学
	末田 統	徳島大学名誉教授
	高橋 儀平	東洋大学
	中川 昭夫	神戸学院大学
	畠中 順子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 由起夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	藤本 浩志	早稲田大学
	三浦 晃史	社団法人日本介護福祉士会
	本村 光節	公益財団法人テクノエイド協会
	森川 美和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄子	国際医療福祉大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.10.20 改正：平成 25.3.21

官 報 公 示：平成 25.3.21

原案作成協力者：独立行政法人産業技術総合研究所

(〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 つくば中央第2 本部情報棟 TEL 029-862-6221)

公益財団法人共用品推進機構

(〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-5-4 OGA ビル TEL 03-5280-0020)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 諏訪 基)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 記号	3
5 報知音の音圧レベル範囲	3
5.1 一般事項	3
5.2 妨害音のマスキング効果を考慮しない場合	3
5.3 妨害音のマスキング効果を考慮する場合	4
附属書 A (規定) 報知音の音圧レベルの測定方法	7
附属書 B (規定) 妨害音の音圧レベルの測定方法	10
附属書 C (参考) 測定の条件及び結果の記録例	13
附属書 D (参考) 報知音の音圧レベルの測定及び範囲設定の例	15
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 0014:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

高齢者・障害者配慮設計指針— 消費生活用製品の報知音— 妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル

Ergonomics—Accessible design— Sound pressure levels of auditory signals for consumer products

序文

この規格は、2010年に第1版として発行されたISO 24501を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は2003年に制定された。その後、この規格を基に、2010年に第1版としてISO 24501が国際規格として発行されたものである。

消費者は、様々な消費生活用製品に囲まれて生活している。消費生活用製品には、ISO 20282-1に規定されるように、家庭電化製品、情報通信機器、ガス・石油燃焼機器、玩具、衛生設備機器、健康器具などが含まれ、それらの多くには報知音が使用されている。報知音は、加齢に伴う聴力低下、又は周囲の妨害音によって聞き取りにくくなることがある。また、加齢に伴って、視力も徐々に衰えていく。適切な音量をもつ報知音は、聴覚又は視覚に障害のある使用者が製品を正しく安全に使う手助けとなる。

この規格は、加齢性難聴のある者を含む、より多くの製品使用者が、妨害音のある中でもきちんと聞き取れる、報知音の適切な音量範囲を求める方法を規定する。この音量範囲の規定は、様々な年齢の者が参加した実験の結果に基づいて決められている。音圧レベルがその範囲にある報知音は、妨害音のある中でも多くの使用者が聞き取れ、かつ、好ましい大きさに聞こえるものと期待できる。

この規格は、製品の種類及び使用条件に応じて、適切に適用するのがよい。ただし、業務用の機械及び設備には適用しないのがよい。

この規格は、アクセシブルデザインの基本規格である、JIS Z 8071及びISO/TR 22411を基に作成している。

1 適用範囲

この規格は、一般的な家屋内において、加齢性難聴のある者を含む消費生活用製品の使用者が、妨害音のある環境でも適切に聞き取れるように報知音の音圧レベル範囲を求める方法について規定する。

この規格の報知音は、周波数が一定の音（ビープ音とも呼ばれる。）を指す。この規格は、周波数変化音、メロディ音、及び音声ガイドは規定しない。

この規格は、製品から最大約4 mの距離で、製品と使用者との間に障壁がない状態の室内で¹⁾聞かれる報知音に適用できる。この規格は、専ら屋外で使用される製品の報知音、及びヘッドホン又はイヤホンを